

職場内で掲示・回覧ください。

協会けんぽ香川支部からのお知らせ 令和2年10月号

香川支部の30代、40代の糖尿病予備群が増えています！



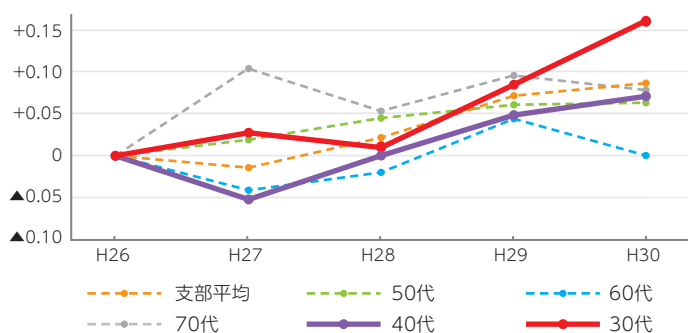
自覚症状がないから大丈夫



まだ糖尿病になったわけではないから、すぐに生活習慣を見直す必要はない

と、思っている方がいらっしゃるかもしれませんが、糖尿病予備群の段階で、からだの中では変化が起き始めています。

各年齢層の糖尿病予備群の割合について、H26年度を「0」とした場合の経年変化を示したグラフです。



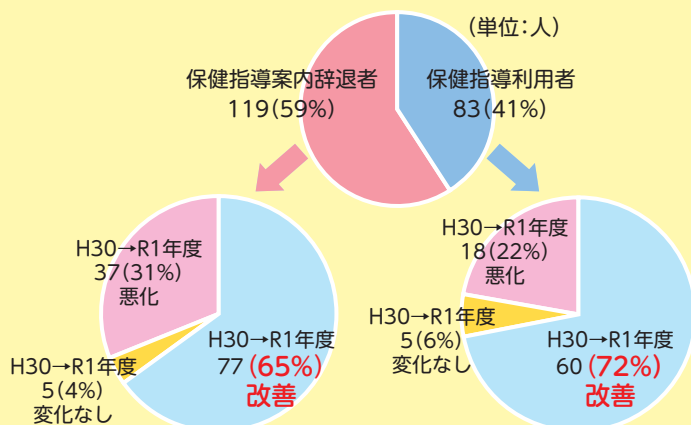
血糖値による判定区分(日本糖尿病学会)

(mg/dl)	糖尿病型	すぐに治療が必要
126	境界型(糖尿病予備軍)	生活習慣の見直しが必要
110	正常高型	
100	正常型	

香川支部では、40歳未満の血糖リスクのある方を対象に、食生活や運動習慣等を中心とした生活習慣の改善を目的とした保健指導を行っています。

今回は、H30年度に実施した本事業の実施結果をお知らせします。 (翌年度の健診結果：空腹時血糖)

H30年度に保健指導を利用した群と、利用しなかった群を比較すると、前者の方が翌年度の健診結果が改善した人の割合が多くみられました。



もちろん、保健指導を受けたこと以外の要因もあると思いますが、血糖値を下げるには生活習慣の改善が不可欠です。糖尿病にならないために、「食生活の改善」「運動不足解消」を柱に、生活習慣改善に取り組みましょう！



保健指導に関するお問い合わせは
保健グループ TEL 087-811-0574

交通事故で健康保険を使用する場合は届け出が必要です

交通事故における治療費は、加害者（加害者加入の損害保険会社）が負担するのが原則です。交通事故で健康保険を使用して治療できるのは、下の「事故を起こした時の状況」に該当する場合で、「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です。

事故を起こした時の状況

- 工作中、通勤途中ではない
- 相手がいる交通事故
- 自損事故だが、同乗者がいる
※ 同乗者が運転手の親族でも該当します。



提出する書類

第三者の行為による傷病届

※ 書類上、「被害者」「加害者」とありますが、過失の大小ではなく、ケガをされた「被保険者＝被害者」として記入してください。

業務外の交通事故でケガをした場合、協会けんぽに第三者行為の届出をしていただくことで、保険証を使って治療を受けることができます。

書類はこちら



示談は慎重に

健康保険で治療を受けている間に、示談が成立し被害者が治療費用を含む賠償金を受け取った場合、示談後の治療は健康保険で受けることができなくなります。示談をする場合には、**事前に協会けんぽにご連絡をお願いします。**

【お問い合わせ】 レセプトグループ TEL : 087-811-0573

登録受付中

労務や社会保険ご担当者の健康保険委員への登録が増えています！

従業員の方の、健康保険手続き等でお困りのことはございませんか？

健康保険委員に登録されると、協会けんぽが、健康保険事務手続き等をサポートいたします。

特典

- ✓ 会費無料で、研修会等に参加できます！
- ✓ 健康情報や健康保険制度の情報が満載の冊子をお届けします！



申込先 企画総務グループまで！ TEL 087-811-0570 FAX 087-811-4550

新型コロナウイルスへの感染のおそれを軽減するため、各種お手続きは郵送にてお願いいたします。また、ご相談もお電話にてお願いいたします。

加入者・事業主の皆さまにはご理解いただきますようお願いいたします。

 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ



メルマガ登録
大募集中！



087-811-0572 業務グループ (保険給付・任意継続・保険証等)
087-811-0573 レセプトグループ (医療費のお知らせ・交通事故等)
087-811-0574 保健グループ (健診・保健指導等)
087-811-0570 代表 企画総務グループ (ジェネリック医薬品・メールマガジン等)

..... 申請書等提出先

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階